DBpia

元暁撰『判比量論』の三種の断簡

A Study on Three Types of Manuscripts by Wŏnhyo(元曉)'s P'anpiryangnon(判比量論)

저자
(Authors)

岡本一平
OKAMOTO Ippei

출처
(Source)

불교학보 89, 2019.12, 31-53(23 pages)
BUL GYO HAK BO 89, 2019.12, 31-53(23 pages)

발행처
(Publisher)

동국대학교 불교문화연구원
Institute for Buddhist Culture

URL

http://www.dbpia.co.kr/journal/articleDetail?nodeId=NODE09313617

APA Style

岡本一平 (2019). 元暁撰『判比量論』の三種の断簡. 불교학보, 89, 31-53

이용정보
(Accessed)

삼성현역사문화관
183.106.106.***
2021/06/30 16:03 (KST)

저작권 안내

DBpia에서 제공되는 모든 저작물의 저작권은 원저작자에게 있으며, 누리미디어는 각 저작물의 내용을 보증하거나 책임을 지지 않습니다. 그리고 DBpia에서 제공되는 저작물은 DBpia와 구독계약을 체결한 기관소속 이용자 혹은 해당 저작물의 개별 구매자가 비영리적으로만 이용할 수 있습니다. 그러므로 이에 위반하여 DBpia에서 제공되는 저작물을 복제, 전송 등의 방법으로 무단 이용하는 경우 관련 법령에 따라 민, 형사상의 책임을 질 수 있습니다.

Copyright Information

Copyright of all literary works provided by DBpia belongs to the copyright holder(s)and Nurimedia does not guarantee contents of the literary work or assume responsibility for the same. In addition, the literary works provided by DBpia may only be used by the users affiliated to the institutions which executed a subscription agreement with DBpia or the individual purchasers of the literary work(s)for non-commercial purposes. Therefore, any person who illegally uses the literary works provided by DBpia by means of reproduction or transmission shall assume civil and criminal responsibility according to applicable laws and regulations.

http://dx.doi.org/10.18587/bh.2019.12.89.31

`

元暁撰『判比量論』の三種の断簡*

岡本一平
慶應義塾大学非常勤講師

Ⅰ. 問題の所在
Ⅱ. 東京国立博物館『古筆手鑑』「毫戰」＝A本
Ⅲ. 某所蔵＝B本
Ⅳ. 個人蔵=C本
Ⅴ. 結論と課題
Ⅵ. 補論：酒井宇吉本の調査報告

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

<한글요약>

본 논문의 목적은 원효찬『판비량론』의 3종의 사본의 진위를 고찰하는 것을 목적으로 한다. 현재『判比量論』은 하나의 사본으로부터 절단되어 몇 개인가 단편만이 남아있다. 하나의 사본이란 일본에서 760년경까지 서사된 것이고, 고묘황후(光明皇后) 로 추정되는 주인(朱印)이 찍혀있다.『판비량론』의 연구는 일본 안에 흩어져 있는 사본의 단편을 찾아내어 모을 필요가 있다.

본고에 검토하는 3종의 단편의 원문은 다음과 같다.

A本(東京国立博物館所蔵)
1 量故非共許而無過失是二差別以何為證如理門
2 論悟他中言唯有共許決[定] 言詞説名能立或名能破
3 非互不成猶豫言詞後轉成故後明自悟比量頌曰
4 一事有多法相非一切行唯由簡別餘表定能随逐
5 如是能相者亦有衆多法性不越所相能表示非餘

B本(某博物館所蔵)
1 猶如他果亦應自果不從自因生與彼異故猶如
2 他因現見自因唯生自々果々唯從自因而生故知
3 因果非定異也若於因中先定有果々則如因應

C本(某個人所蔵)
1 經部執有説此言彼相識無者謂五識上無極微
2 相々分無故々非所緣設有相分應許所緣相在
3 識故判云此説不了有□過故應言彼曰如當
4 許在識相是所緣耶為當許心外境為所緣耶
5 若言識上有以彼相故許外境為所緣者則此相

이 들 3종의 사본 단간은 문자나 구성 등으로부터 판단할 때『판비량론』으로 생각된다. 또한 A본과 C본은 그 내용으로부터도『판비량론』으로 추정할 수 있다. 그러나 C본은『대승광백론석론』의 인용이며, 내용으로부터『판비량론』이라고 추정하기에는 곤란한 점이 있다.

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

주제어 : 신라, 원효, 판비량론, 사본 단간, 대승광백론석론, 고묘황후, 주인

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

Ⅰ. 問題の所在

本論文の目的は、元暁(617～686)撰『判比量論』の三種の写本断簡を紹介することにある。

『判比量論』は、日本に伝承された一種類の写本から裁断された断簡だけ確認されていて、その他のテクストは発見されていない。この写本(仮称:光明本)は、光明皇后(701～760)のゆかりの「内家私印」[1]が押された写本であり、皇后の没年によって書写年代の下限は760年である[2]。富貴原章信氏が指摘する通り[3]、奈良朝における『判比量論』の書写の初出は、天平12年(740)7月8日であり、光明本の下限と比較しても僅か20年である。つまり、光明本は、おおよそ740年から760年の間に書写された写本ということになる。ここでは当該史料を引用しておきたい(原文は旧字)。

・写経所啓(正倉院文書)、続々修十四帙一、『大日本古文書』第7巻488頁。

寫經所啓　自常目録寫加經論疏□

合八百十五卷

…(中略)…

因明論一卷　判比量論一卷　涅槃經疏十卷〈遠法師〉

以上大官寺本

…(中略)…

天平十二年七月八日　石村布勢麻呂

「大田廣人(傍註＝自署)」

「写経所啓」によれば、740年に『判比量論』は「大官寺本」(大安寺)として所蔵されている。他の史料によれば、『判比量論』の紙数は25紙で一致している[4]。

写本の復元に先鞭をつけたのは神田喜一郎氏であり、それを受けて富貴原章信氏は写本断簡と逸文を併せて『判比量論の研究』(1967年)を上梓した。近年では、

1)「内家私印」が必ずしも光明皇后に限定できないことは、宮崎健司「『判比量論』断簡について」(『大谷学報』第74巻第4号、1995年3月)48頁参照。宮崎氏は「「内家」＝藤原氏の私印」の可能性も示す。また、新羅の写本である可能性も示唆する。

2) 富貴原章信『判比量論の研究』(私家版、京都、1967年)。

3) 富貴原前掲書(前註2)7頁参照。

4) 富貴原前掲書(前註2)7頁参照。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

金星喆氏の『判比量論の基礎的研究』(2003年)[5]、師茂樹氏の『論理と歴史―東アジア仏教論理学の形成と展開』(2015年)[6]等、『判比量論』の研究は着実に発展してきた[7]。

しかしながら、光明本の復元は進展しなかった。その主な理由は、光明本の多くは「古筆手鑑」という江戸期に制作された名筆集に、「東寺切れ」「弘法大師」の筆として、短いものは僅か3行に寸断され収録されたからである。弘法大師は空海(774～835)の大師号である。後世、空海は、嵯峨天皇(786～842、在位:809～823)、橘逸勢(～804・842～)と共に「三筆」と呼ばれる名筆に数えられた。光明本は独特の草書体であり、それが理由になって空海に仮託されたのであろう。しかし、光明本の巻尾におされた「内家私印」が、光明皇后にゆかりがある限り、その作者は空海ではあり得ない。空海は光明皇后の没後に誕生しているからである。光明本が「古筆手鑑」に収録されていることは、光明本の一部、酒井宇吉本の発見から徐々に理解されるようになった[8]。また梅渓本は軸装である[9]。

5) 金星喆氏の『判比量論の基礎的研究』(知識産業社、ソウル、2003年)。

6) 師茂樹氏の『論理と歴史―東アジア仏教論理学の形成と展開』(ナカニシヤ出版、京都、2015年)93-127頁参照。師氏は元暁を含む新羅の因明を解説している。

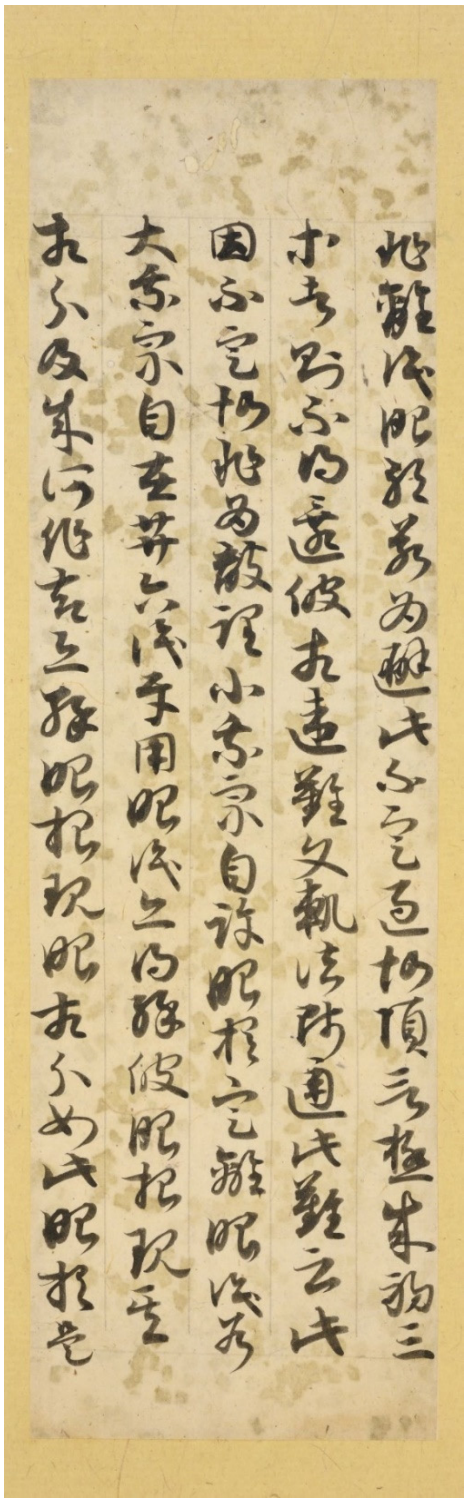
7) この他に、福士慈稔「日本法相宗における海東仏教認識」(『日本仏教各宗の新羅・高麗・李朝仏教認識に関する研究 第2巻下 日本三論・法相宗にみられる海東仏教認識―法相宗の部―』所収、身延山大学東アジア仏教研究室、2012年3月)22頁参照。福士氏は「相違決定」の作者について(元暁か否か)、日本の資料に依拠して整理している。

8) 酒井宇吉本については、本論文の第6節参照。

9) 岡本一平「新出資料 梅渓旧蔵本・元暁撰『判比量論』断簡について」(『仏教学報』第83輯、東国大学仏教文化研究院、ソウル、2018年6月)90-106頁。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)





삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

元暁は韓国で尊敬を集める学僧である。また、光明本『判比量論』は角筆の問題からも、韓国で注目されている。それにもかかわらず、本論文が日本語で執筆されている理由は、光明本が日本で伝承されていること、しかも、その多くが個人コレクターの所蔵である可能性に起因する。つまり、光明本『判比量論』の復元には、日本の個人コレクターの協力が不可欠である。光明本は「手鑑」から剥がされることもあり、ある場合には軸装(梅渓本)、ある場合にはそのままの状態(数種の個人蔵)で伝承されている。また「手鑑」自体も数種あり、日本の様々なコレクター(博物館、美術館を含む)が所蔵している。そのような断片を復元する作業は、一世代では困難である。従って、後世の日本のコレクターたちにも協力をお願いするために、本論文は日本語で執筆する必要があった。

私と光明本『判比量論』を結びつけたのは、梅渓本(箱裏書「梅渓」による仮称)である。私は、神奈川県立金沢文庫と東国大学仏教文化研究所HK研究団の共催、『アンニョンハセヨ！元暁法師』[10]の展示(2017年6月)の監修を務めた。その準備中(5月)、金沢文庫の瀬谷貴之氏を介して、個人コレクターの方から梅渓本の情報を寄せられた。私は、梅渓本の真贋を、同時に共催したシンポジウム「元暁と新羅仏教写本」(同6月24日)で報告した[11]。

本論文では、三種類の光明本断簡の紹介と考証を行う。これら三種の断簡は『アンニョンハセヨ！元暁法師』以降に知り得た断簡である。本論文の研究対象は、以下の三種の写本である(ABCは略号)。

東京国立博物館本＝A本
某本＝B本
個人蔵本＝C本

この内A本は、2018年1月20に東洋大学において紹介し、発表要旨だけが公表されている[12]。また、B本は金永錫氏が発見した写本断簡であるが、私と金永錫氏の共同研究として、私が代表して紹介することになった。C本は2018年8月中旬に、私

10) 展示図録、『アンニョンハセヨ!元暁法師』(道津綾乃編集、2017年6月)参照。
11) 資料集『元暁と新羅仏教写本』(神奈川県立金沢文庫、東国大学仏教文化研究所HK研究団、2017年6月24日)参照。正式論文は岡本前掲論文(前註9)。
12) 岡本一平、「元暁撰『判比量論』の諸問題」(『東洋学研究』第55号、2018年3月)参照。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

の下に所蔵者より情報が寄せられ、判断して欲しいとのことである。以下、三種の断簡が『判比量論』であることを考証したい。

Ⅱ. 東京国立博物館『古筆手鑑』「毫戰」＝A本

東京国立博物館所蔵のA本の書誌情報を纏めれば以下の通りである。

《東京国立博物館所蔵＝A本：冒頭「量故」》
・略号「A本」:『古筆手鑑』「毫戰」裏04(B-3327)。
・極札「弘法大師　量故　墨印」、極札「東寺切□□□□」。
・文字数：全5行。1行20字(2行目は挿入含め21字)。合計101字
・書体：草書体(一連の写本と同筆)
・界線あり。
・現存。

この書誌情報から見て、A本は一連の『判比量論』の同一の伝承(極札)、同一の形式である(文字数、書体、界線)である。従って、A本が『判比量論』の写本であることを妨げない。これらの書誌情報は、東京国立博物館のホームページで確認することが可能である。

次にA本の内容を確認しておきたい。まず翻刻を提示する(以下、翻刻は旧字)。

《A本の翻刻》
1量故非共許而無過失是二差別以何為證如理門(20字)
2論悟他中言唯有共許決[定][13]言詞説名能立或名能破(20字＋1字)
3非互不成猶豫言詞後轉成故後明自悟比量頌曰(20字)
4一事有多法相非一切行唯由簡別餘表定能随逐(20字)
5如是能相者亦有衆多法性不越所相能表示非餘(20字)

13)「定」は傍注。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

《A本の翻刻：記号挿入版》

1量故非共許而無過失、是二差別以何為證。如『理門2論』。悟他中言。「唯有共許決[定]言詞説名能立或名能破3非互不成猶豫言詞後轉成故」。後明自悟比量。頌曰。4「一事有多法、相非一切行。唯由簡別餘。表定能随逐。5如是能相者、亦有衆多法、性不越所相、能表示非餘」

次にA本の内容を考証したい。

A本の5行中、約3行は玄奘訳・大域龍(陳那、Dignāga)の『因明正理門論本』の引用である[14]。

引用部分は、2行目「唯有共許」から3行目「後轉待成故」までと、3行目「頌曰」から5行目末尾「能表示非餘」までである。つまり、A本の作者の文章は約2行しか存在しない。「如理門論」として『因明正理門論本』を引用するのは、『判比量論』第11番(大谷本)と同一の形式である[15]。ただし、「如理門論」の引用形式は複数の文献にわたるので、これは『判比量論』の論証として決定的な論拠にはならない。

A本の問題設定は「悟他」(他者に理解させる[ための推論])と「自悟比量」(自分が理解するための推論)であり、『因明正理門論本』の「悟他比量」[16]と「為自開悟」(後述)に由来する。

「悟他比量」の語は『判比量論』の復元テクストには確認できず、A本1行目も「悟他」とする。しかし、「悟他比量」の語は、基『因明入正理論疏』巻下[17]、慧沼『因明入正理論疏』下[18]、同『大乗法苑義林章補欠章』巻第八[19]、伝慧沼『因明義断』[20]、智周

14)『因明正理門論本』(a)「唯有共許決定言詞。説名能立。或名能破。非互不成猶豫言詞復待成故」(大正32、1中25-26)、(b)「悟他比量亦不離此得成能立。故説頌言。一事有多法 相非一切行 唯由簡別余 表定能随逐 如是能相者 亦有衆多法 唯不越所相 能表示非余」(大正32、3下9-13)。

15)『判比量論』「如理門論顕此因云。以若不共所成立法、立所有差別遍摂一切、皆是疑因。唯彼有性彼所攝故、一向離故」(新纂53、952中7-9)。『因明正理門論本』「以若不共所成立法、所有差別遍摂一切、皆是疑因。唯彼有性彼所攝故。一向離故」(大正32、2中15-17)。『判比量論』の「立」は「所」の誤写。冨貴原章信『判比量論の研究』18頁、注10参照。

16)「悟他比量」の典拠は、『因明正理門論本』(大正32、3下8)。前注14に(b)として引用。

17) 基、『因明入正理論疏』巻下「故『理門論』解二量已云。〈如是應知悟他比量、亦不離此、得成能立〉。故知能立、必藉於此」(大正44、137下1-2)。

18) 慧沼、『因明入正理論疏』下「故『理門論』解二量(已)云。〈如是應知悟他比量、亦不離此、得成能立〉。故知能立、必藉於此」(新続53、791上7-8、793下2)。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

『因明入正理論前記』巻下[21]、智周『因明疏抄』[22]に確認できる。中国における「悟他比量」は殆ど『因明正理門論本』の引用部分であることから、この語は引用を超えて、中国の因明の術語としては採用されなかったようである(「悟他」自体は散見する)。

これに対して「自悟比量」(A本3行目)は訳語として確認できない。おそらくこの語は、『因明正理門論本』の「為自開悟、唯有現量及与比量」(大正32、3中10)に由来すると思われる。ただし、『因明正理門論本』は「自開悟」として「現量」と「比量」の二量を認めている。中国撰述文献における用例は「自悟比量」の用例は一例であり、それは慧沼の『因明入正理論疏』である[23]。

また、新羅における「自悟比量」の用例も一例であり、それは元暁の『判比量論』(大谷本、第13番)である[24]。これからみて、A本は『判比量論』の写本である可能性は高い。「自悟比量」の語は、元暁から慧沼へ継承された可能性がある。というのも、中国では慧沼以前にこの語の用例は確認できず、慧沼は『成唯識論了義灯』巻第四本において『判比量論』に言及しているからである[25]。ただし、慧沼以前の因明の文献の多くが散逸しているので、あくまで可能性に過ぎない。

日本では、善珠、蔵俊、基弁が「自悟比量」の語を用いる[26]。善珠は直接的には

19) 慧沼、『大乗法苑義林章補欠章』巻第八「二量章」「故『理門』云。〈應知悟他比量、所不離此、得成能立〉故」(新続55、159中16-17)。

20) 伝慧沼、『因明義断』「又云。〈如是應知悟他比量、亦不離此、得成能立〉。故闕成過」(大正44、157中9-10)。

21) 智周、『因明入正理論前記』巻下「『理門』云。〈如是應知至得成能立〉者、此意〈悟他比量亦不離〉」(新続53、839下6)。

22) 智周、『因明疏抄』「所以此言〈唯悟他〉者、約先能立及似立。悟證多分、是悟他比量。故言唯也」(新続53、873上20-22)。

23) 『因明入正理論疏』「了知有火或無常等。述曰。此明了因果。或挙所了果。意明能了因。正顯自悟比量故」(新続53、793下19-21)

24) 元暁、『判比量論』「又有比量相違過失。謂、五種姓中、餘四種姓墮地獄時、應有四德、許作佛故、如菩薩姓。許則違教、不許違理。此違自悟比量過也」(新続53、953上1-4)。冨貴原前掲書(前註2)『判比量論の研究』23頁、金星喆前掲書(前註5)424頁参照。

25) 慧沼、『成唯識論了義灯』巻第四本「判比量云。論第五因有相違決定云。諸大乗経、非至教量。楽小乗者、不許顯示。無顛倒理契経摂故。如外道論等」(大正43、731下28-732上1)。

26) 善珠、『因明論疏明灯鈔』ⓐ「言〈悟他〉者、即依前門自悟比量。從此發言、爲他申説。故就説中、亦名比量。然爲別顯悟他門故、隱比量名。」(大正68、220上3-5)、ⓑ「賓師云。諸人多云。智了因者、是敵論者。解所作智了宗無常。今當問彼解、所作因。是宗前

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

慧沼から「自悟比量」を導入したと思われるが、善珠の引用する「自悟比量」が「賓云」中の文章ならば、定賓『因明正理門論疏』からの孫引きかもしれない。定賓の註釈書にも「自悟比量」の語があるのであれば、慧沼も定賓も『判比量論』から「自悟比量」の語を導入した可能性がある。というのも、定賓『因明正理門論疏』(逸文)は、元暁が「相違決定(矛盾の決定)」を創ったという伝承を記し[27]、『判比量論』についても知悉していたと、推定されるからである。

内容の面からA本を『判比量論』と論証するには「自悟比量」という語が、『判比量論』の復元テクストに見られ、他には慧沼だけが使用するという一点しかない。A本には作者自身の文章が2行しかないので仕方ないだろう。

Ⅲ. 某所蔵＝B本

次に某所蔵のB本の書誌情報を纏めれば以下の通りである。

《某所蔵＝B本:冒頭「猶如」》

・略号B本

・文字数:全3行。1行19 or 20字。全58字。

・書体:草書体(一連の写本と同筆)。

・界線有り。

・現存。

有、宗後有耶。若未解宗而於宗前、先以智力、先觀所作。從此生智。解宗無常。此是自悟比量門收。解宗之智、從因智生」(同257上4-9)、(他は234上、257上、304下、413上、423上、)。ⓐによれば、善珠は、「自悟比量」の「比量」は『因明正理門論本』では「隠されている」と解釈している。

蔵俊、『因明大疏抄』(同、479上)、基弁『因明大疏融貫鈔』(大正69、121下)。ただし、蔵俊と基弁は善珠の文章(ⓑ257上)の引用。従って、二人は自分の言葉として「自悟比量」の語を使用していない。

27) 善珠、『因明論疏明灯鈔』「今此決定相違者、本是新羅元暁大徳之所製也。後順憬師、得此比量、不能通釋。乾封年中(666～667)、遣於大唐、令決其疑所以得知。定賓律師『理門疏』云。〈新羅順憬師、乾封年中、傳彼本國元曉師作相違決定。來至此國云。〈眞故極成色、定離於眼識、因喩同此〉。三藏于時躊躇未釋〈云云〉何以得知。本是曉製。彼師『判比量論』云。」(大正68、321上10-18)。この問題については、福士前掲書(前註7)22頁、師前掲書(前註6)参照。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

この書誌情報から見て、形式上、B本は『判比量論』の写本であることを妨げない。

次に内容を検討しておきたい。まず翻刻を提示する[28]。

《B本の翻刻》

1 猶如他果亦應自果不從自因生與彼異故猶如(19字)

2 他因現見自因唯生自々果々唯從自因而生故知(20字)

3 因果非定異也若於因中先定有果々則如因應(19字)

B本の内容は、玄奘訳・護法菩薩釈『大乗広百論釈論』巻第四「破時品」の引用だけなので、『判比量論』の写本として決め手を欠く。ただし、傍線部に文字の省略や相違がある。以下の『大乗広百論釈論』の引用はB本と対照させるために改行した。

1 猶如他果。亦應自果不從自因生。與彼異故。猶如

2 他因。(1)則一切因應不生果。應一切果不從因生。現見自因唯生自果(2)不生他果。現見自果從自因(3)生非他因生。故知

3 因果亦非定異。若於因中先定有果。果則如因。應不更生。…(『大乗広百論釈論』大正30、209上3-9)

『大乗広百論釈論』(1)(2)(3)は、B本2行目「他因」の直後、B本2行目「自果」の直後、B本2行目「而生」に完全に無い部分である。一瞥してわかることは、B本の省略は2行目に集中している。文字の相違は、『大乗広百論釈論』の流伝の問題かもしれないが、B本を『判比量論』の写本と決定する根拠には何の関係もない。また、この部分を引用する文献も確認できなかった。「自々果々」(B本2行目)という踊り字は、「自果自果」の意味であるが、これは新羅由来の写本の特徴である[29]。この点は、B本が『判比量論』の写本であることを妨げない。しかしながら、B本は『大乗広百論釈論』の引用文だけなので、内容上『判比量論』の断簡と決定できない。

28) B本の翻刻、及び『大乗広百論釈論』との比較は、金永錫氏の成果である。

29) 「新羅由来の写本」とは、「原本が新羅で撰述された」という意味。踊り字については、道津綾乃「『華厳経問答』のテキスト研究」(『韓国仏教史学』第56輯、2017年8月、韓国思想史学会)320-322頁参照。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

Ⅳ. 個人蔵=C本

C本は、日本在住の某個人が所蔵する写本断簡であり、2018年8月中旬に私の下に情報が届いた。このC本も『判比量論』と断簡と推定される写本である。C本の書誌情報は以下の通り。

《個人蔵＝C本：冒頭「経部」》
・別紙「弘法大師　経部　墨印」。
・全5行。1行は18字から19字。全93字。
・草書体(一連の写本と同筆)。
・界線有り。
・現存。

この書誌情報からみて、C本は『判比量論』の写本と同一の伝承(付箋)、同一の形式(1行の文字数、書体、界線)である。従って、C本が『判比量論』の断簡であることを妨げない。

次にC本の内容を検討したい。まず翻刻を提示したい。

《個人蔵C本翻刻》
1 經部執有説此言彼相識無者謂五識上無極微(19字)
2 相々分無故々非所緣設有相分應許所緣相在(19字)
3 識故判云此説不了有□過故應言彼曰如當(18字)
4 許在識相是所緣耶為當許心外境為所緣耶(18字)
5 若言識上有以彼相故許外境為所緣者則此相(19字)

《個人蔵C本の記号挿入版》
1經部執有説此。言「彼相識無」者、謂「五識上無極微2相」。々分無故、々非所緣。設有相分、應許所緣相在3識故。判云。此説不了、有□過故。「應」言。彼曰。為當4許在識相是所緣耶、為當許心外境為所緣耶。5若言識上有以彼相故、許外境為所緣者、則此相

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

次に内容を考証したい。

C本に相当する逸文は発見されていない。従って逸文上、C本を『判比量論』と確定できない。

3行目「判云」は、『判比量論』の文体であり、『判比量論』の復元テクストには繰り返し使用されている[30]。これはC本を『判比量論』と見做す根拠として弱いが、否定するものではない。また「判云」により、前半部分(問題設定)と、後半部分(元暁の解釈)に区別できる。

問題設定は、経部(経量部？)の学説である。「彼相識無(かの特徴は識には無い)」の典拠は、『観所縁縁論』の次の偈文である。

極微於五識　設縁非所縁
彼相識無故　猶如眼根等(『観所縁縁論』大正31、888中11-12)

極微は[前]五識において、仮設された対象(設縁)であり、外界の対象(所縁)ではない。

かの[極微の]特徴は[眼識等の]識には無いからである。眼根等の如し。

C本はこの「彼相識無」を「五識上無極微相」と解釈する。この「五識上無極微相」(前五識において極微の特徴は存在しない)という学説である[31]。この句の典拠は、基の『成唯識論述記』にαとβの二種類の候補がある。

α『論』。〈眼等五識〉至〈似彼相故〉。述曰。此牒經部師計。自下並同『觀所緣緣論』。彼説實有極微非五識境。五識上無極微相故、隨彼彼處所攝衆多極微、共和合時。總成一物、名為和合。如阿拏色等。以上方為五識境。和合是假。依實微立。即五識上有和合相故。名五識似彼相也。(基『成唯識論述記』大正43、270上15)、

30)『判比量論』の第8番(新続53、951上18-19)、第11番(同、952上19)、第14番(同、953上10)、番号未詳(同、953上23)の四種に「判云」は使用されている。

31) この「五識上無極微相」は、玄奘訳・親光造『仏地経論』巻第三において、「若無漏心縁離體境、無似彼相而得縁者、『觀所緣論』不應說言。五識上無似極微相故非所緣」(大正31、303下21-22)と「五識無似極微相」と見出せる。この部分はチベット語訳の戒賢『仏地[経]解説』には無い。西尾京雄『仏地経論之研究 第二巻』(破塵閣書房、1940年6月発行、9月再刷)111頁、「第二四智所縁の説(六左)」、210頁、(三)の翻訳部分に相当する。以下本文にて、基が『成唯識論』と『観所縁縁論』を重ね合わせて註釈する文章を引用するが(『成唯識論述記』αとβ)、この問題が『仏地経論』の漢訳にも反映したのであろう。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

β「『論』。〈此識上無極微相故〉。述曰。此中『量』云。色等極微設許是五識縁、非是所縁。五識上無彼極微相故。如眼根等。眼根等為縁發生五識。五識不縁故以為喩。『二十唯識』亦作是説。極微各別不可取故。『觀所縁縁論』頌云。〈極微於五識、設縁非所縁。彼相識無故、猶如眼根等〉」(基『成唯識論述記』大正43、270下10-16)。

『述記』αは[32]、C本「五識上無極微相」と同一の句があり、さらに「経部」=「経部師」の語も一致する。しかし、『観所縁縁論』の引用文は一致しない。これに対して、『述記』βは、C本「五識上無極微相」に類似する「此識上無極微相」[33](『成唯識論』)に対する註釈文であり、註釈文の中には「五識上無彼極微相」という句も使用され(「彼」の一字が異なる)、更に所引の『観所縁縁論』の偈文はC本の「彼相識無」が含まれている。つまり、『述記』βはC本と完全に一致しないものの、類似する要素はαよりも高い。ただしβは「経部[師]」の語を欠くので、この語に着目すれば、αの方がC本との類似性は高い。

このように、C本の典拠は『述記』αとβを二者択一的に決定することは困難である。おそらくC本の作者は、『述記』αとβの双方を参照したと考えるべきだろう[34]。『判比量論』は『述記』を参照しているので、これはC本を『判比量論』と特定することを妨げない。しかし、決定的な根拠ではない。

また「五識上無極微相」と「彼相識無」の二句は、大賢『成唯識論学記』[35]等にも使

32)『成唯識論述記』αは、『成唯識論』巻第一「眼等五識了色等時、但縁和合似彼相故」(大正31、4中6-7)の註釈部分。

33)『成唯識論述記』β冒頭「此識上無極微相」の典拠は、『成唯識論』巻第一(大正31、4中12)。

34) この他に基、『唯識二十論述記』「述曰。此即廣敘。謂經部師。實有極微、非五識境。五識上無極微相故。此七和合、成阿耨色。以上麁顯。體雖是假。五識之上有此相故、為五識境。…廣如陳那『觀所縁論』、及『成唯識』第一巻説。然舊唯識、但有韓世師、及古薩婆多義。其和合和集、文但説一」(大正43、992下20-993上8)、さらに「『觀所縁論』、約所縁縁、以立量破。所縁縁者、謂能縁識、帯彼相起、及有實體令能縁識、託彼而生。具二支義。色等極微、我非許有、設有實體、能生五識、容有縁義、然非所縁。如眼根等。於眼等識無彼相故。遂立『量』云。〈極微於五識、設縁非所縁、彼相識無故、猶如眼根等〉。彼言雖別、意與此同。『成唯識論』第一巻説。小與此同。彼『論』説言。非諸極微。共和集位。可與五識各作所縁。此識上無極微相故。設彼救言極微各別有和合相。為五識境」(同993中12-27)。

35) 大賢、『成唯識論学記』「述曰。此破經部。經部欲異正量部故。言五但縁和合假相。識但似彼和合相故。非實極微為所縁縁。五識上無極微相故」(新続50、40中19-21)、「述

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

用されているが、彼らがこの部分で『判比量論』を参照した形跡はない。

以上の内容上の考証は、C本を『判比量論』と確定することは困難であるものの、その可能性は高いことを指摘したつもりである。

Ⅴ. 結論と課題

以上の考察により、書誌の観点から新出のA・B・C三種の写本は『判比量論』である可能性が極めて高い。更に、A本とC本の二種の写本は内容上も『判比量論』である可能性を示している。B本は内容上『判比量論』である根拠は無いが、踊り字の問題から、新羅由来の写本である可能性を示している。

今後の課題として、書誌学的な調査によってA・B・C三種の写本が、『判比量論』を補強する仕事が残っている。私自身は三種の写本は『判比量論』であることを確信しているものの、それは写真、伝承形態、内容を総合的に判断した結果である。しかし、類似の写本断簡が流布しているのであれば、私の判断は間違いということになる。また、多くの人々にも納得していただける論証をしなければならない、と考えている。本論文では論証に至らなかったことを銘記しておきたい。

光明本『判比量論』の復元作業は、断簡の行数が少なくなればなるほど、その論証は困難を極める。内容も断片的にしかわからないからである。写本断片を書誌的に判断する最も有力な材料は、『判比量論』各論証式の一行目冒頭の番号があること、そして末尾の「～量」という部分が残っていることである。もう一つの有力な材料は、『判比量論』の逸文に一致することである。『判比量論』は孤本である以上、その特定に関する論証は困難を極めるが、新羅における元暁の思想的位置、東アジアにおける因明史における位置、そして奈良写本に属する光明本の文化的意義を考えれば、僅かであっても復元作業を継続してゆく意味はある。今後とも、コレクターの方々にご協力を願いたい。

曰。破本薩婆多欲異經部。無體非緣。言和合位。一一極微展轉相資。各作依緣。有實體故。然非散微。故今破同『觀所緣論』。如彼頌曰。〈極微於五識。設緣非所緣。彼相識無故。猶如眼根等〉。破轉救中。和合相者。諸極微上起一大相。破意二位同極微故」(同40下10-14)。快道、『倶舎論法義』(大正64、55中20、191中23)。基辨、『大乘法苑義林章師子吼鈔』(大正71、797中25)。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

Ⅵ. 補論：酒井宇吉本の調査報告

現在も『判比量論』の写本調査は続行している。そこで最後に、酒井宇吉旧蔵の『判比量論』(酒井本、酒井宇吉本)の写本断簡[36]の調査報告をして、本論文を閉じたい。

2019年4月24日(水)、おおよそ15時から16時半にかけて、金天鶴氏(東国大学仏教文化研究所HK研究団)、落合博志氏(国文学資料館)、私の三人は、現所蔵者(御本人の意向により秘す)の許可を頂き酒井本の調査を実施した。酒井本の調査は、落合氏の御差配である。落合氏に心から感謝の気持ちを記したい。また、現所蔵者の学術研究に関する御理解に、ここに厚く感謝の気持ちを記しておきたい。

調査対象:「手鑑」中、酒井宇吉本

現状:美品。「手鑑」の見開き右頁に貼り付け。右頁の右側に酒井本、左側に『判比量論』巻末の「廻向偈と識語」の模刻(黒地白抜き)。四辺は金枠に囲まれる。模刻は酒井本と同一の装丁されていることがわかる

法量(酒井本):縦26.9、横17.5。界線;上欄12.4、下欄3.1、界高21.4、界幅1.55。全11行、

法量(模刻):縦26.9、横14.2。

法量(全長):31.6.

紙:混じり無し。透明の繊維。おそらく楮紙。

極札:表「弘法大師　何云言　琴山(墨印)」、裏「切　甲寅八　呂延(墨印)」

添付:高橋正隆氏から謹呈として『判比量論』「廻向偈識語」の影印

ここで注目したいのは、酒井本の左に張り付けられている模刻である。この模刻の縦の寸法が酒井本と同じであることからもわかるように、この模刻は光明本(巻末の「廻向偈と識語」の部分)を忠実に再現するために作られたものである。この模刻の原写本(大谷本)は大谷大学博物館に所蔵され、同館のホームページから写真の閲覧は可能である[37]。またオリジナルの「廻向偈と識語」の右上と左上の朱印「内家私印」

36) 酒井宇吉本も光明本の一部であり、現在、金星喆、『判比量論の基礎的研究』(前註5)に収録された写真・翻刻・翻訳(韓国語、日本語)によって知られている。

37) 富貴原前掲書(前註2)4頁にも「第一圖『書苑』所掲判比量論廻向偈・跋文」として紹介さ

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

は、色が薄れているが、模刻の方は白抜きの文字が比較的鮮明である。ここで「廻向偈と識語」を示しておきたい。

證成道理甚難思　自非笑却微易解
今依聖典擧一隅　願通佛道流三世
判比量論一局　釋　元曉　述
咸亨二年歳在辛未七月十六日住行
名寺著筆租訖(新続53、953中12-20)

酒井本の左側に張り付けられた模刻は五行目「名寺著筆租訖」で終わるものの、高橋正隆氏の模刻の影印、『紫微中台 判比量論廻向偈識語』[38](便利堂、京都、1984年10月)によれば、「廻向偈と識語」の模刻には、「模刻の記」に相当する本文17行、刊行年1行、人名2行、印2種1行、最終行4字1行合計22行の刊記が存在する。つまり、「廻向偈と識語」の模刻は5行で終わるものではなく、その後に22行の「模刻の記」を伴って刊行されたのである(合計27行)。模刻の刊行年月は「文化庚午冬日」＝文化7年(1810)の冬である。私は不勉強であり、この高橋氏の複製(略称『識語』)を「手鑑」の調査において初めて知った。というのも「手鑑」には、高橋正隆氏から謹呈された『識語』が添えられていたからである。この『識語』は、高橋氏による一紙の影印解説と、模刻の影印(27行)[39]、合計2紙が、白紙の封筒に同封されていた。他の『識語』と比較したわけではないので、酒井宇吉氏旧蔵の「手鑑」に添えられた『識語』が、本来の『識語』の全体なのか確認できない。

この模刻27行については、高橋氏は別の論文において記録されている[40]。ただし、現状と異なるために、私には十分理解できない。その部分は次の個所である[41]。

れている。

38) このタイトルが正式は奥付から採用したもので、正式なタイトルか未確認。高橋後掲論文(後註40)147頁、註18は「『判比量論』廻向偈・識語影印解説」と表記している。

39) 27行の模刻は『日本仏教』第29号、1969年1月にも、富貴原章信氏により全文掲載されているようである。筆者未確認。高橋後掲論文(後註40)142頁、146頁、註4参照。

40) 高橋正隆、「本朝目録史考―紫微中台遺品『判比量論』の研究―」(『大谷大学研究年報』第38号、1986年2月)142-143頁参照。

41) 高橋前掲書(前註40)142頁。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

紫微中台の遺品である『判比量論』が公刊されて、有縁の人々に贈本された直後のこと、酒井宇吉(一誠堂店主)から、氏の所蔵の手鑑の中に弘法大師筆「東寺切」として収録する十一行の断簡のあることを、神田喜一郎先生の許に報告されてきた。この手鑑には文化七年に模刻した『判比量論』廻向偈・識語の部分を添えていること、そして天平の古薫をしのばせる独草の書風などと対比して同一のものと判断された。全文については、富貴原章信博士が『日本仏教』に追記された。

「十一行の断簡」とは酒井本のことである。私に理解できない部分は、「この手鑑には文化七年に模刻した『判比量論』廻向偈・識語の部分を添えていること」という部分である。というのも、現状では、『判比量論』の「廻向偈と識語」の模刻部分だけが、酒井本の左側に張り付けられ、「文化七年」(正確には「文化庚午」)を含む22行の「模刻の記」は無かった。私がこれを知ったのは、高橋氏による模刻の影印が添えられていたからである。つまり、全27行の模刻のオリジナルは、確認できなかったのである。私の見落としかもしれない[42]。

この「模刻の記」は、1810年における光明本の流伝状況を知る有力な手掛かりである。参考までに一部を略出しておく。「模刻の記」は、当該文献を「元暁大師判比量論斷簡」(3行目)と呼び、全文を「今所獲則巻尾歸□偈及有威亨其月其日元暁述五十九字」(10-11行目)と略記している。これは「廻向偈と識語」の範囲と文字数に一致する。従って、1810年冬の時期には、すでに『判比量論』の巻末5行は裁断されていたことになる。また、「今世所行有遊心安樂道持犯要記僅存今判比量論當是大師所述也」によれば、元暁の著作は『遊心安楽道』と『持犯要記』(15-17行目)のみ知られていた。刊行年月は「文化庚午冬日」(18行目)。記録者は「看松處士謹識」(19行目)と「愚園逸叟拝書」(20行目)とある。

問題は、いつこの模刻が「手鑑」に張り付けられたのかである。模刻の四辺は金箔で縁取られ、酒井本と同じ装丁である。また酒井本の左辺と、模刻の右辺とはピッタリ重ねられており、酒井本と模刻は同時に張り付けられた印象を与える。もし「手鑑」が作成された時期に、模刻が張り付けられたとすれば、少なくとも酒井本は「弘法大師」の伝承を伝えながらも、空海による元暁の著作の書写として伝承されたことになるからである。高橋氏は「模刻の記」の読解により、次のように解釈している[43]。

42) この他に高橋前掲書(前註40)、145頁の「模刻の記」に関する記述も、現状に即して理解できない。関連史料を全て集めてからこの問題を改めて論じたい。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

> [この手鑑は、]模刻の記によって、『判比量論』の独草書体の弘法大師説を否定している一方で、手鑑の銘では弘法大師説をとっていることである。…つまり、論疏の断簡と模刻および模刻の記がセットされているのは、このとき名筆として好事家にわかたれたものと考えられる。ただ、手鑑では、手鑑の伝統にしたがって、弘法大師筆と名づけたのであるまいか。

私は、この高橋氏の解釈について二点ほど理解できない。第一点、繰り返しになるが、現状では「模刻の記」は無いので、模刻部分だけに注目すれば、「手鑑」の意図は“元暁著述・空海写”と理解できる。何の矛盾も感じられない。第二点、「模刻の記」がある場合でも、内容上明白に「弘法大師筆」を否定していない。どの個所を指しているのか判らないが、例えば「為何人書」(10行目)も、“誰の書写だろうか”という意味である。「模刻の記」の中に「弘法大師」の語も「空海」の語も無い。また「字畫甚分明」(11-12行目)は“字画はとても明確である”という意味で、「独草書体」を否定しているとは思えない。つまり、酒井宇吉所蔵「手鑑」の意図は、“元暁述・空海写”ということになるだろう。

再調査が予定されているので、「模刻の記」の所在も含めて、光明本の流伝について再考したい。今は、酒井本の現状報告に留めておく。

43) 高橋前掲書(前註40)145頁。

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

《略号》

・大正＝大正新脩大蔵経
・新続＝新纂続蔵経

《参考文献》

宮崎健司、「『判比量論』断簡について」(『大谷学報』第74巻第4号、1995年3月)
富貴原章信、『判比量論の研究』(私家版、京都、1967年)
師茂樹氏の『論理と歴史―東アジア仏教論理学の形成と展開』(ナカニシヤ出版、京都、2015年)
福士慈稔、「日本法相宗における海東仏教認識」(『日本仏教各宗の新羅・高麗・李朝仏教認識に関する研究 第2巻下 日本三論・法相宗にみられる海東仏教認識―法相宗の部―』所収、身延山大学東アジア仏教研究室、2012年3月)
道津綾乃編、『アンニョンハセヨ!元暁法師』(神奈川県立金沢文庫、東国大学仏教文化研究所、HK研究団2017年6月)
道津綾乃、「『華厳経問答』のテキスト研究」(『韓国仏教史学』第56輯、2017年8月、韓国思想史学会)
岡本一平、「新出資料 梅渓旧蔵本・元暁撰『判比量論』断簡について」(『仏教学報』第83輯、東国大学仏教文化研究院、ソウル、2018年6月)
岡本一平、「元暁撰『判比量論』の諸問題」(『東洋学研究』第55号、2018年3月)
西尾京雄、『仏地経論之研究 第二巻』(破塵閣書房、1940年6月発行、9月再刷)
高橋正隆、『紫微中台 判比量論廻向偈識語』(便利堂、京都、1984年10月)
高橋正隆、「本朝目録史考―紫微中台遺品『判比量論』の研究―」(『大谷大学研究年報』第38号、1986年2月)

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

<Abstract>

A Study on Three Types of Manuscripts by Wŏnhyo(元曉)'s *P'anpiryangnon*(判比量論)

OKAMOTO Ippei

The purpose of this paper is to consider the authenticity of three types of manuscripts by Wŏnhyo (元曉)'s *P'anpiryangnon* (判比量論).

At present, *P'anpiryangnon* has only a few fragments cut from one manuscript. One manuscript was copied in Japan by about 760 BC, and was stamped with a red stamp that was presumed to be Empress Koumyou(光明皇后). The study of *P'anpiryangnon* requires searching for and collecting manuscript fragments scattered throughout Japan.

The original text of the three fragments considered in this paper is as follows.

Text A (Tokyo National Museum collection)
1 量故非共許而無過失是二差別以何為證如理門
2 論悟他中言唯有共許決[定] 言詞説名能立或名能破
3 非互不成猶豫言詞後轉成故後明自悟比量頌曰
4 一事有多法相非一切行唯由簡別餘表定能随逐
5 如是能相者亦有衆多法性不越所相能表示非餘

Text B (A museum collection)
1 猶如他果亦應自果不從自因生與彼異故猶如
2 他因現見自因唯生自々果々唯從自因而生故知
3 因果非定異也若於因中先定有果々則如因應

Text C (A private collection)
1 經部執有説此言彼相識無者謂五識上無極微
2 相々分無故々非所緣設有相分應許所緣相在

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)

3 識故判云此説不了有□過故應言彼曰如當
4 許在識相是所緣耶為當許心外境為所緣耶
5 若言識上有以彼相故許外境為所緣者則此相

These three types of manuscript fragments are considered *P'anpiryangnon* based on the character and composition. In addition, the Text A and C can be presumed to be *P'anpiryangnon* from the contents. However, the Text C is a quotation of the Dharmapāla (護法)'s *Śataka-kārikā-vṛtti* (大乘廣百論釋論), and it is difficult to presume it from the content as *P'anpiryangnon*.

• Keywords

Nara period, Wŏnhyo, Dharmapāla, *P'anpiryangnon*, manuscript fragments, *Śataka-kārikā-vṛtti*, Empress Koumyou

논문접수일: 2019년 11월 19일, 심사완료일: 2019년 12월 4일,
게재확정일: 2019년 12월 11일.

삼성현역사문화관 | IP:183.106.106.*** | Accessed 2021/06/30 16:03(KST)